

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第四十一号

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例

広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第六条第二項の表中「広島県広島こども家庭センター」を「広島県西部こども家庭センター」に、「広島県福山こども家庭センター」を「広島県東部こども家庭センター」に、「広島県備北こども家庭センター」を「広島県北部こども家庭センター」に改め、同条第三項及び第四項中「広島県広島こども家庭センター」を「広島県西部こども家庭センター」に改め、同条第五項中「広島県広島こども家庭センター」を「広島県西部こども家庭センター」に改め、同条第五項中「広島県広島こども家庭センター」を「広島県西部こども家庭センター」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とする。

第十三条の見出し並びに同条第一項及び第二項の表以外の部分中「港湾振興局」を「港湾振興事務所」に改め、同項の表中「広島県広島港湾振興局」を「広島県広島港湾振興事務所」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とする。

第十一条の表を次のように改め、同条を第十二条とする。

名 称	位 置	所 管	区 域
広島県西部 家畜保健衛生所	東広島市西条 御条町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、 安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡	
広島県東部 家畜保健衛生所	福山市三吉町 一丁目	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡	
広島県北部 家畜保健衛生所	庄原市東本町 一丁目	三次市及び庄原市	

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の二条を加える。

（畜産事務所）

第十条 地方自治法第百五十六条第一項の規定により、畜産業に関する事務を分掌させるため、畜産事務所を置く。

2 畜産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
広島県西部 畜産事務所	東広島市西条 御条町	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡
広島県東部 畜産事務所	福山市三吉町 一丁目	三次市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡
広島県北部 畜産事務所	庄原市東本町 一丁目	三次市及び庄原市

附則第五項を次のように改める。

5 当分の間、広島県西部厚生環境事務所を社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項の規定により設置する福祉に関する事務所とし、同条第五項の事務を分掌する場合の所管区域は、第四条第二項の規定にかかわらず、安芸郡府中町とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。